

第10回 あわら市9条の会おしゃべりの場

憲法9条を守り、平和を願う人々が登場し、自由に意見交換します。

〈お話〉

「基準地震動」の過小評価。大飯原発を再稼働すべきではありません。

「福井から原発を止める裁判の会」記録係

小野寺和彦さん

◆日・時 9月29日(土) 14時より

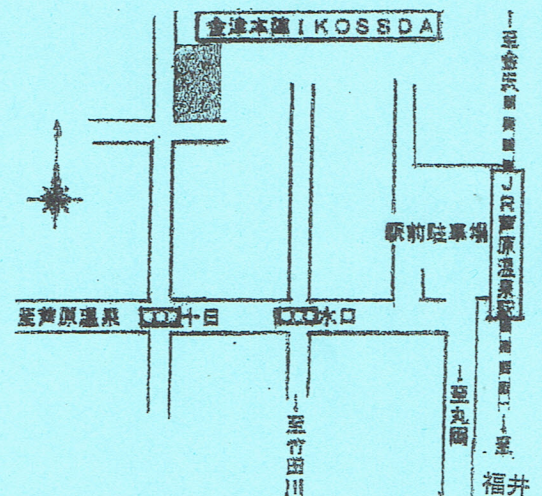
・お話 14時00分～15時00分

・意見交換 15時00分～16時00分

◆ところ 金津本陣 | KOSSA3階第1研修室

あわら市春宮2-14-1 TEL73-5158

◆会費 300円(会場費・資料代)



7月4日、関西電力大飯原発3,4号機に対する運転差し止めの控訴審で名古屋高裁金沢支部は、東京電力福島第1原発事故を教訓に運転差し止めを命じた一審判決(福井地裁 樋口判決)を覆す不当な判決を言い渡しました。その内容は、樋口判決とは真逆で、裁判所として原発について主体的に判断することをせず、国

や関電の言い分をなぞった薄っぺらなものです。

「基準地震動」の過小評価
同じ控訴審では、原発の耐震設計の要をなす「基準地震動」について、元原子力規制委員会委員長代理の島崎邦彦・東京大学名誉教授が「過小評価されている」と証言しました。同原発の基準地震動を導くには適切でない計算式を使ったこと

が明らかになりました。地盤調査でも、関電は震源の深さを最大で15キロと想定しながら1.5キロまでの一部調査をとどめるなどの恣意的な評価も判明しました。

このことについて、小野寺さんには、わかりやすくお話していただけます。

ぜひともご参加いただき、原発再稼働反対の声を大きくしましょう。

◆主催 あわら市9条の会(連絡先 090-3292-9029 中野)